

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第 30 条 法第 9 条の 4 の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱う場合においては、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が脱落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

【解釈及び運用】

本節(第 30 条から第 32 条まで)は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準について規定するものである。

1 危険物の条例規制の考え方

指定数量以上の危険物規制については、法第 3 章の規定に基づき、その技術上の基準は、危険物政令、危険物省令に定められており、危険物を製造する施設、貯蔵する施設、取り扱う施設ごとに、その形態に応じ、明確に技術上の基準が定められている。すなわち、指定数量以上の危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場合は、まずその施設ごとの位置、構造及び設備の技術上の基準を満足する必要がある。これを「対象規制」という。

当然、製造する施設で貯蔵はできないし、取り扱う施設で製造や貯蔵はできないこととなる。これとは対照的に、指定数量未満の危険物の規制の考え方は、指定数量未満の危険物の貯蔵や取扱いを行う場合は、本節で定める技術上の基準を満足して行う必要があるという規制になる。これを「行為規制」という。

このため、指定数量未満の危険物の貯蔵と取扱いの区別は明確でなく、貯蔵と取扱いの行為を場合によっては、同じ場所などで行うことも可能となる。

2 第 1 号

「みだりに火気を使用しない」とは、必要でない火気は使用しないということである。火気を使用するときは、安全な場所を指定して、危険物の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態で火気を使用しなければならない。

3 第 2 号

「不必要な物件」とは、当該場所の作業工程において、必要でない物件をいうものであり、可燃物

に限るものではないが、その具体的適用に当たっては、危険物の性質、数量及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の構造等の実態に応じ、火災予防の見地から判断すること。例えば、原料や製品を置くための台、作業をするための机等は、必要なものであり、整理されていれば差し支えないが、原料を取り出したあとの空箱等不必要なものは、速やかに整理すること。

4 第3号

「必要な措置」とは、危険物の貯蔵、取扱いの形態に応じ、容器の密栓、油槽のふた、バルブ等の閉鎖、小分けするときの受け皿の設置等及びこれらの適正な管理等をいうものであること。

5 第4号

「容器」とは、危険物の品名及び危険等級(危険物省令第39条の2に定める危険物の等級をいう。)に応じ、危険物省令別表第3(固体用のもの)又は第3の2(液体用のもの)に規定する運搬容器又はこれと同等以上の強度等を有するものであること。

6 第5号

「みだりに」とは、必要以上にという意味であり、また「粗暴な行為」については、貯蔵、取扱いの状況に応じ、具体的な行為ごとに常識的に見て、火災予防上安全が期待できない行為である場合をいう。

特に、第1類の危険物及び第5類の危険物にあつては衝撃を加えないこと、第4類の危険物にあつては転倒させないこと、また、紙袋、ガラス等破損しやすい容器にあつては特に粗暴な行為を禁止すること等について、十分な指導をすること。

7 第6号

「必要な措置」とは、容器の大きさ、形状、危険物の性質等に応じて、次に掲げる措置をいうものであること。

(1) 戸棚によって貯蔵する場合は、次によること。

ア 扉は原則として、引き違いのものとする。

イ 棚は、奥行きが深いものを用いること。

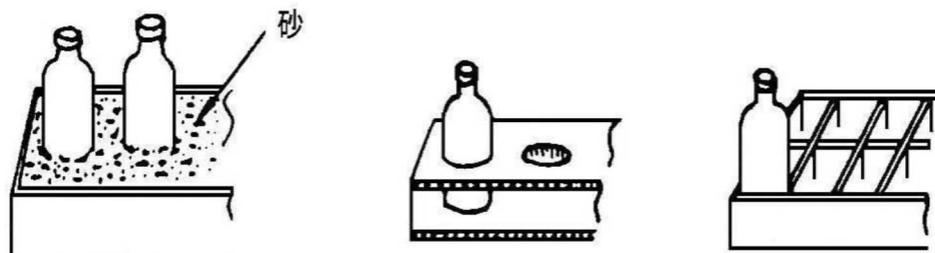
ウ 戸棚は、壁、床等に固定すること。

(2) 扉のない棚によって貯蔵する場合は、(1)イ及びウによるほか、次によること。

ア 棚には、落下防止のための金属、木材等の柵を設けること。この場合の柵は、できるだけたるみのないパイプ、針金、木摺等を用いること。

イ 柵の高さは、容器の大きさ、形状等を考慮し、落下しないと認められる高さとする。

(3) 危険性の大きい危険物は、次のようなすべり止めの措置を講じること。



- (4) 原則として、接触又は混合により発火するおそれのある危険物又は物品を同一の戸棚等で貯蔵しないこと。ただし、接触又は混合を生じない距離等があると認められるときは、この限りでない。
- (5) 他の物体が落下するおそれのある場所に、容器を置かないこと。